

都留市自治基本条例(市民案)

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第3条)
 - 第2章 まちづくりの基本原則(第4条・第5条)
 - 第3章 まちづくりの主役としての市民(第6条 - 第12条)
 - 第4章 地域担い手としてのコミュニティ(第13条 - 第16条)
 - 第5章 市民のための行政(第17条 - 第25条)
 - 第6章 市民のための市議会(第26条)
 - 第7章 みんなでまちを創っていくための仕組み(第27条 - 第34条)
 - 第8章 国及び他の自治体との連携・協力(第35条・第36条)
 - 第9章 実効性を高める仕組み(第37条 - 第39条)
- 附則

私たちのまち都留市は、麗峰富士に育まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治・文化・経済の中心的な役割を担ってきました。

このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に生まれ、市立の都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。

しかし、私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けています。私たち市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。

そのためには、市民、市議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。

市民一人ひとりの人権が尊重され、自らが主人公であるという市民自治を実現するための基本的なルールとして、ここに都留市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念にのっとり、自立した地域社会となるための仕組みを定め、豊かな市民生活を実現することを目的とします。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、都留市の最も基本的なルールを定めるものであり、市議会と市は、この条例に反するような別の条例の制定及び改正や廃止を行うことはできません。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のとおりとします。

- (1) 市 市長その他の執行機関をいい、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章に規定するものであり、市の行政事務を管理執行するものとして都留市が設置する行政機関をいいます。
- (2) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。
- (3) まちづくり 地域が抱えている課題に対して、様々な面から課題の解決を図ろうとする過程のことをいいます。
- (4) 参画 まちづくりに関して、計画段階から実施に至る過程において、その一員として加わり、行動し、一つの目的達成を図ることをいいます。
- (5) 協働 まちづくりに関して、市民、市議会と市がそれぞれ主体的な一員として果たすべき責任と役割を自覚し、互いに協力して行動することをいいます。
- (6) 市民活動団体 市民が、市民生活の向上を目指して公益的活動を行う、市民の自主性によって結ばれた組織をいいます。
- (7) コミュニティ 地縁を基盤とした組織である自治会や町内会及び活動内容や目的によって結びついたテーマ型の組織をいいます。
- (8) 審議会 学識経験者等の専門家を含む行政機関に設置される合議制の諮問機関をいいます。

- (9) 市民自治 市民自らがまちづくりのための条例、総合計画その他のまちづくりのための重要な施策の策定に参画し、かつ、市民がそれぞれの立場や能力に応じてまちづくりのための活動を行い、安定した地域社会を形成することをいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

(参加及び協働の原則)

第4条 市民は、まちづくりの主体であることを認識して、自覚と責任をもってまちづくりに参加し、市民と市及び市民同士の信頼関係に基づいて協働でまちづくりを行います。

- 2 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の参加を保障するとともに、市民との協働による市民自治を積極的に推進します。

(情報共有の原則)

第5条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本原則を実現するために必要な情報を共有します。

第3章 まちづくりの主役としての市民

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりの主体として性別、国籍、年齢、心身の状況等に関わらず個人として尊重され、等しくまちづくりに参加する権利を有します。

- 2 市民は、市政情報について必要な情報を受け、自ら取得する権利を有します。
3 市民は、地方自治法の規定に定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利を有します。
4 市民は、互いに尊重され、まちづくりの参加、不参加を理由として不当な扱いを受けません。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、積極的にまちづくりに参加し、伝統・歴史・文化等を次世代へ継承するよう務めるものとします。

2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、ルールを守り、自らの言動に責任を持って取り組むものとします。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすこととします。

(子どもの権利)

第8条 子どもは、社会の一員として尊重され、それぞれの年齢にふさわしくまちづくりに参加する権利を有します。

2 子どもは、安心して健やかに育ち未来に向かって伸びやかに翔く環境を与えられる権利を有します。

(高齢者の権利)

第9条 高齢者は、いきいきと安心して生きがいのある生活を送る権利があります。

2 高齢者は、長年の人生で培ってきた経験と知恵を社会へ教授する権利があります。

3 高齢者は、安心して生きがいのある生活を送り、経験や知恵を社会へ教授するために必要な支援を受ける権利があります。

(市民活動団体の権利と責務)

第10条 市民活動団体は、その活動の自主性、自立性を尊重され、公の福祉に反しない限り、市から支援を受けることができます。

2 市民活動団体は、その活動において自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

(事業者の権利と責務)

第11条 事業者は、地域社会の一員として、市民、市議会及び市と共に協働、連携して所在地域の活動に積極的に参加するとともに、地域との調和を図る中で、地域とともに発展することを目指します。

2 いかなる事業者も健全な事業活動の発展、及び地域活動への参加に際し、その活動を尊重され、公の福祉に反しない限り市から支援を受けることができます。

3 事業者は、健全な地域の将来に向け、事業者間の隔たりなく連携、協力してまちづくりを推進するものとします。

(都留文科大学の役割)

第 12 条 都留文科大学は、都留市と協働します。

2 都留文科大学は、その知的財産を地域に還元し、地域の発展に寄与します。

3 都留文科大学は、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めます。

第 4 章 地域担い手としてのコミュニティ

(コミュニティの意義と役割)

第 13 条 市民は、コミュニティが地域の担い手であることを認識し、これを守り、育てなければなりません。

2 コミュニティは、地域の担い手として、主体的にまちづくりに参画するように努めるものとします。

(コミュニティの連携及び協力)

第 14 条 コミュニティは、互いに連携、協力して、まちづくりを進めるものとします。

(コミュニティ活動への支援)

第 15 条 市は、地域の担い手としてまちづくりに取り組むコミュニティに対し、その活動を促進するための必要な支援を行うこととします。

(公共サービスへの参入機会の提供)

第 16 条 市は、コミュニティの特性が発揮できる分野において、公共サービスへ参入する機会の提供に努めるものとします。

第 5 章 市民のための行政

(市長の役割と責務)

第 17 条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念に基づき、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。

2 市長は、市議会及び市民に対し、市政に関する情報を積極的に公開し、及び説明する義務を負います。

3 市長は、この条例の目的を達成するため、市職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

(市職員の役割と責務)

第 18 条 市職員は、法令の定めるところによるほかこの条例の理念を尊重し、全体の奉仕者として公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

2 市職員は、都留市を含む国、県、その他地方公共団体等(以下、この章において「行政」といいます。)と市民との連携を図る役割を担い、市民のまちづくりへの参画を推進するものとします。

3 市職員は、前 2 項の職務を遂行するため、政策能力の向上に努めるものとします。

(市の役割と責務)

第 19 条 市は、市民に代わって行政事務を管理執行するものとして、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。

2 市は、法令及び市の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務を適正かつ効率的に実施しなければなりません。

3 市は、政策の企画立案、実施、評価及び見直しの過程に係る情報を分かりやすく市民に提供するよう努めるものとします。

4 市は、市民がまちづくりに参画する権利を保障し、その実現のための施策、機会の充実及び条件の整備を進めるものとします。

(総合計画)

第 20 条 市は、総合的かつ長期的な行政運営を行うため総合計画を策定し、この計画に即して事業を行わなければなりません。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとします。

3 市は、行政分野ごとの計画を立案する場合は、総合計画との整合及び計画相互間の調整を図らなければなりません。

4 市は、総合計画の策定に当たり、市民が参画するための条件を整備するものとします。

(市の組織)

第 21 条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、効果的で効率的な組織編成に努めなければなりません。

(市の行政手続)

第 22 条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護するための制度の確立に努めなければなりません。

(市の行政評価)

第 23 条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。

(市の危機管理)

第 24 条 市は、市民、関係機関及び他の自治体等との協力・連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

(財政運営)

第 25 条 市は、市民から託された財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければなりません。

2 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立しなければなりません。

3 市は、予算及び決算その他財政に関する事項を、市民に分かりやすく公表しその評価を受けなければなりません。

第 6 章 市民のための市議会

(市議会の役割と責務)

第 26 条 市議会は、市民の信任を基盤として信託に応え、市長の市政運営の監視や牽制を行うものとします。

2 市議会は、広く市民の意見を取り入れた立法活動や調査活動等を積極的に行い、市議会の活性化と市政の発展を図るものとします。

3 市議会は、積極的に情報を公開し、市民の意思が広く反映される開かれた議会となるよう努めるものとします。

第 7 章 みんなでまちを創っていくための仕組み

(協働のまちづくりの推進)

第 27 条 市民、市議会及び市は、都留市のあるべき将来像を共有し、その実現に向けたまちづくりに誠心誠意取り組まなければなりません。また、まちづくりを進めるにあたっては、それぞれの責務と権利を自覚するため、この条例等を十分に理解し、活用し、遵守していかなければなりません。

2 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市は市民に対して必要な支援を行うこととします。

3 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市民は市に対してその協力を惜しまないこととします。

4 市民、市議会及び市は、協働のまちづくりが十分行われるために、別にルールを整備し、推進していくこととします。

(情報の公開及び提供)

第 28 条 市は、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、迅速に、分かりやすく提供しなければなりません。

(説明責任)

第 29 条 市は、市の進める仕事に関わる企画立案、実施、及び評価において、その内容や必要性、妥当性などについて、市民に理解されるよう、分かりやすく説明しなければなりません。

(パブリック・コメント制度)

第 30 条 市は、まちづくりに関する政策の策定にあたっては、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を確保するため、パブリック・コメント制度を実施します。

2 市は、パブリック・コメント制度を実施しようとするときは、事前に市民に十分な周知活動を行い、広く市民から意見を聴取できるよう努めます。

3 市は、パブリック・コメント制度により市民から提案された意見について、採否の結果及びその理由について公表します。

(審議会委員の公募制)

第 31 条 市は、市民の意見を市政に反映されるため、審議会等を設置するときは委員に公募の市民を積極的に加えるよう努めるとともに、その構成について男女比率等に著しい偏りが生じないように配慮しなければなりません。

(市民要望等の取扱い)

第 32 条 市は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに回答します。

(住民投票)

第 33 条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、広く市民の意思を確認するため、必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票で得た結果を尊重します。

3 住民投票の実施について、必要な事項は、別に定めます。

(直接請求制度)

第 34 条 住民は、条例の制定及び改廃、市議会の解散、市長及び市議会議員の解職等について、地方自治法の規定に基づき請求することができます。

第 8 章 国及び他の自治体との連携・協力

(国・他の自治体との関係)

第 35 条 市議会及び市は、共通課題又は広域的な課題に対して、国、山梨県及び近隣の自治体及び関係機関との情報交換による相互理解を図り、連携及び協力してまちづくりに努めるものとします。

(国際交流の推進)

第 36 条 市民、市議会及び市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際交流の推進に努めるものとします。

第 9 章 実効性を高める仕組み

(分野別基本条例の策定)

第 37 条 市は、この条例の実効性をより高めるために、条例の内容に即して、各分野別の基本条例の制定に努めることとします。

(条例の見直し)

第 38 条 市は、この条例の施行の日から 4 年以内ごとに、これを見直し、改正する必要が生じた場合に、遅滞なく改正しなければなりません。

2 市議会及び市は、この条例の改正にあたっては、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければなりません。

(自治推進委員会の設置)

第 39 条 市は、自治の円滑な推進を図るため、自治推進委員会(以下「委員会」という。)を置くこととします。

2 委員会は、市長の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議するものとします。

(1) 自治の推進に関する事項

(2) この条例の推進状況に関する事項

(3) この条例の検証及び見直しに関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、自治の推進に関し必要な事項

3 委員会は、委員 10 人以内をもって組織します。

4 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱します。

(1) 公募市民

(2) 地方自治に見識を有する者

(3) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとします。

6 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。